

資料 2

平成25年度鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会委員の意見に対する調査票の対応方針について

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
全体的		「特にない」、「特に問題がない」の表記について、設問によって表現が異なる	意見内容により修正・統一 該当部分は、「特に問題がない」に統一した。	
3	2、人権全般について			
	問1及び 問2		原案のとおり	H7、H17の調査質問項目
4~7	3、同和(部落)問題について			
	問3~4 問7~問10-1, 問10-3		原案のとおり	H7、H17の調査質問項目
5	問5 あなたは、同和问题解決のためには、どうしたらよいとお考えですか。	3ページの問2の1では、「同和(部落)問題」という表記になっているので、4ページ以降の「同和问题」には「(部落)」を入れて、表記を統一した方法が良いのではないか。	意見内容により追記 問5 あなたは、同和(部落)問題解決のためには、どうしたらよいとお考えですか。	H7、H17の調査質問項目
5	問6 同和问题とあなたご自身とのかかわりについて、あなたはどのようにお考えでしょうか。		意見内容により追記 問6 同和(部落)問題とあなたご自身とのかかわりについて、あなたはどのようにお考えでしょうか。	H7、H17の調査質問項目
7	問10-2 設問 8 同和问题を自分の問題として解決しようと思った。		意見内容により追記 8 同和(部落)問題を自分の問題として解決しようと思った。	H7、H17の調査質問項目

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った箇所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
8	4、男女共同参画に関する人権問題について(問11)			
	設問4 町内会などでの主要な役職(自治会長など)に女性の登用が少ない	この問題が、町内会だけの問題ではないですよ。周りで言うと議会等の決定権の場所に女性の参画が少ないとありましたよね。 女性が決定権を持つ場所への参画が少ないのは、町内会などで限定しない方がいいと思います。	意見内容により修正・追記 1、男女の固定的な役割分担 2、採用や就職、昇給や昇進などでの女性と男性との格差 3、家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備 4、決定権を持つ場への女性の参画や主要な役職への女性の登用が少ない 5、女性に対するあらゆる暴力、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等 6、職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) 7、アダルトビデオやポルノ雑誌、売春などにみられる性の商品化 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない	
	5、女性に対するあらゆる暴力、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等 6、職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) 7、アダルトビデオやポルノ雑誌、売春などにみられる性の商品化	5、6、7の辺はこれ3つあるけれど、これを2つぐらいにまとめるとか、考える必要があると思います。		
設問7(追加)	男女共同参画の推進ということに対して、例えば国の基本法や鳥取市の条例等があることの周知が十分できていない部分も、含めた設問が必要と思っています。			
8	5、障がいのある人の人権問題について(問12)			
	設問2 雇用において障がい者法定雇用数が守られていない。	設問1と内容が、重なりますので、内容を変えた方が良いのではないかと。 障がいがある人に対して差別的な言動をしたり、忌避したりするというような、表現があった方がいいのではないかと。	意見内容により修正 1、就職・職場で不利な扱いを受ける。働き場所がない。 2、世間から差別的な言動を受けたり、偏見の目で見られたりする。 3、医療体制や福祉施設の面で、不十分な実態がある 4、病院や福祉施設において劣悪な扱いや虐待を受ける 5、建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い 6、店や施設の利用、乗車など、サービスの提供を拒否される 7、障がいがある事によって、得られる情報が少なくなる 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない	
	設問7 障がいのあるなしによって、受ける事の出来る情報に大きな差がある	あるなしではなくって、障がいのある人がどの程度の情報が受けられるかということを書いた方が分かりやすいと思います。 障がいがあることで受け取る情報がすごく少ないという意味ですよ。		
説明文	この社会的モデルの考え方で説明をしないと、せっかく人権施策基本方針の中にも出したわけですから、その社会的なものがその人の権利を奪っているという、それで、社会的に見たらそういう環境が障がい者を作り出しているのだというものの見方ですから、この説明を読みながら分かるようになったらいいなと思ったので、説明文そのものも変えた方がいいと思います。	意見内容により追記 障がいのある人の社会参加には、段差や障害物などの物理的な障害だけでなく、無理解、無関心といった心理的な問題が依然としてあります。障がいを個人が努力して克服すべき課題と捉えるのではなく、社会の障壁に着目し、障がいを生んでいるのは社会の環境に問題があると捉えることが大切です。		

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
9	6、子どもの人権問題について(問13)			
	設問 2、大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制すること 3、「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しない	設問2と3は、一緒にしても問題はないと思います。	意見内容により修正・統合・追記 1、保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待 2、子どもだからという理由で自分(大人)の意見を強制したり、子どものプライバシーを尊重しない	
	設問3 (追加)	子どもの権利条約には、子どもも1人の人間であるということをしきりと認識しようから始まっているので、そういう設問が必要ではないか。	3、子どもの権利条約の普及が進んでいない 4、子ども同士の暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ 5、大人からの身体、精神、性的等暴力	
	設問4 子どもによる暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ	子どもによって書いてありますが、子ども同士という表現でいいのかと思います。	6、児童買春、児童ポルノ 7、暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない	
	設問5 大人からの言葉の暴力	大人からのですが、大人からは決して言葉だけではありません。身体的、精神的、あるいは性的というものもありますので、こういう表現の方がいいかなと思います。括弧書きしていただいてもいいかなとは思いますが、(身体的、精神的、性的、等)を入れてもいいかも、各含むというかたちにしてもいいかなと思う。		
	説明文	説明文もやはり子どもの権利条約には、こんなことが謳われているという表記が必要ではないか。子どもの権利条約の問題ということをしきりと説明文の中にも入れる必要があるのではないかと思っています。説明文をこれは補強してほしいと思います。	意見内容により追記 近年、少子化や核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行する中、子育てを巡っての不安や葛藤のほか様々な要因を背景として、育児ノイローゼや児童虐待が増えています。また、学校での不登校・いじめのほか、問題行動や児童買春など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題が発生しています。1994年に日本が批准した子どもの権利条約では、4つの柱として、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利が挙げられています。	

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
9	7、高齢者の人権問題について(問14) 設問3 独居老人などが孤立し、地域社会に憩い集う場所がない	独居老人などが孤立し、地域社会に憩い集う場所がないという、そこがあれば独居老人が孤立しないかというように、そこがあれは、この聞き方、何か集う場所があったらいいのになみたいなことなので、変えた方が良くはないか。問題になっている対等な人間関係の相手として見なさないからというのがあるから、「高齢者がこども扱いやじゃまもの扱いされ、意見や行動が尊重されない」の聞きの方が自然ではないか。	意見内容により修正 1、経済的な自立が困難である 2、仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ない 3、高齢者がこども扱いやじゃまもの扱いされ、意見や行動が尊重されない 4、高齢者を狙った詐欺などの犯罪が多い 5、家族や介護者から嫌がらせや虐待を受ける 6、病院や福祉施設において劣悪な扱いや虐待を受ける 7、建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない	
10	8、外国人の人権問題について(問15) 設問5 奇異の目で見られたり、避けられたりする	奇異な目で見られたり、避けられたりするという、この文言で、そこを、初めは差別や忌避行為が存在している、頭に何かつけるのでしたっけ。世間から差別的言動を受けたり、偏見の目で見られたりすると。	意見内容により修正・追記 1、外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会への受入が十分でない 2、就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受ける 3、店や施設の利用、サービスの提供を拒否される 4、アパートなどの住宅への入居が困難である 5、世間から差別的な言動を受けたり、偏見の目で見られたりする 6、国籍を理由に、結婚に周囲が反対する 7、情報提供、各種相談体制が十分でない 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない	
	設問7 外国人・外国籍市民が生活する上でどこに相談したらいいかわからない	各種相談体制を充実するという施策に上げているということは、相談体制が十分ではないとか、整っていないということをお願いしたいところなので、例えば、そういう表現で各種相談体制が十分ではないとかの方が良いのではないか。		

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
10	<p>9、病気に関わる人の人権問題について(問16)</p> <p>設問3 奇異の目で見られたり、避けられたりする</p> <p>設問5(削除) エイズ患者の治療・入院拒否 設問7(追加)</p> <p>設問6(5へ変更) 認知症は高齢者だけが発症するものという誤解や偏見により若年性認知症の早期発見・早期治療に結びつかない</p> <p>設問7(6へ変更) 在宅患者やその家族の為の支援制度や相談窓口がわからない</p> <p>説明文</p>	<p>「奇異の目で見られたり、避けられたりするっていう」、何かすごく違和感があって、どうしたことなのかなという、「世間から差別的言動を受けたり、偏見の目で見られたりする」というふうした方が良いのではないかな。</p> <p>ハンセン病、それからエイズ患者、それから認知症という3つの病気のこしか挙がってないですね。 そういう病気の名前がはっきり挙がっている方が捉えやすいというものもあるかもしれないですけど、難病全般について問いかけるような文章がやっぱり必要ではないかと思えます</p> <p>認知症は高齢者だけが発生するものという誤解や偏見より、若年性認知症の早期発見・早期治療に結びつかない、病気に関わる人権についてということであれば、何も若年性認知症のことだけではなくて、社会の中で理解されていない、理解が進まないがために、大きな早期発見、早期治療に結びつかないっていうようなことがあるので、それとその差別的に誤解を受けたり、偏見な目で見られたりするっていうことが、一緒になって進まないという言葉もあると思う。もう少し何か良い表現があったら変えていただきたいなと思えます。</p> <p>在宅患者や家族に限らないということが要りますよね、きっと。 病気に関わる人のというふうにすれば、それは在宅であろうと、入院であろうと網羅した言葉だと思う。</p> <p>説明に難病という定義を入れないといけないと思う。</p>	<p>意見内容により修正・追記</p> <p>1、医療機関から検査や治療について十分な説明がない 2、病歴から就職や仕事の待遇などで不利な扱いを受ける 3、病気や疾病に対する差別や忌避行為がある 4、ハンセン病回復者が、ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難 5、認知症は高齢者だけが発症するものという誤解や偏見により若年性認知症の早期発見・早期治療に結びつかない 6、病気に関わる人の為の支援制度や相談窓口がわからない 7、難病で苦しんでいる人の存在があまり知られていない 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない</p> <p>意見内容により追記</p> <p>(説明)難病について 原因は不明で治療法が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく介護などに人手を要するために家庭への負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されます。厚生労働省によって研究対象とされた疾病に関しては医療費の自己負担の軽減などの対策が取られていますが、対象外の疾病に関しては自己負担分が多くなるなどの問題があります。</p>	

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
11	10、個人のプライバシーの保護について(問17)			
	設問3 民間企業や名簿業者などにより自分に関する情報が知らないうちに不正に取得され、管理される	民間企業の民間は不要ではないか。	意見内容により修正 1、知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受ける	
	設問6 相談場所が分らない	その守られなかったプライバシー、守られなかった場合にどこに相談したらいいかわからないの表現の方がわかりやすい。	2、自分や家族のことについて、他人に言いふらされる 3、企業や名簿業者などにより自分に関する情報が知らないうちに不正に取得され、管理される	
	設問7 住民票など第三者の取得を本人に通知する制度を知らない	「住民票など第三者の取得を本人に通知する制度を知らない」というのはあわないので、「自分の戸籍が、住民票が知らない間に取得されていた」とかの表現の方が良いのではないか。	4、就職や結婚などの際に企業や興信所から調査される 5、役所に届け出等をする際、直接関係のないことを書かされたり聞かれたりする 6、 <u>プライバシーが侵害されたとき、どこに相談に行ったらよいかわからない</u>	
設問9 特に必要なことはない	他の設問だとね、これこれの問題についてどこが問題点なのだと思うかというような聞き方にしてあるのですが、個人のプライバシーについては、個人のプライバシーが守られていないという点で、「特に必要なことはない」というところ、「プライバシーは守られている」の方が良いのではないか。	7、 <u>自分の戸籍や住民票を知らないうちに取得された</u> 8、その他() 9、 <u>プライバシーは守られている</u> 10、わからない		
11	11、アイヌの人々の人権問題について(問18)			
	設問3 アイヌの人々を奇異の目で見たり、避けたりする	アイヌの問題でも奇異の目だというのが出ています。表現は、他の設問と統一した方が良い。	意見内容により分割(5、6)・修正 1、先住民としてのアイヌの人々に対する理解や認識が十分でない 2、アイヌの人々の独自の文化や伝統の保存・伝承が図られていない	
	設問5 結婚や就職において不利な条件におかれている	それは例えば外国人のところで聞いていますが、就職や仕事の内容、待遇性などで不利な扱いを受けるという、不利な扱いを受けるという言い方ではどうですか。 結婚という不利な扱いじゃなくて、結婚は差別であるので、分けた方が良いのではないか。	3、 <u>アイヌの人々に対して差別的な発言や行為がある</u> 4、 <u>経済的な困窮状態におかれている人が多い</u> 5、 <u>就職や仕事の内容、待遇などで不利な立場におかれる</u> 6、 <u>結婚において差別が存在している</u> 7、その他() 8、特に問題はない 9、わからない	

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
12	12、刑を終えて出所した人の人権問題について(問19)			
	設問1 これまでと同じように親しくつきあっていく	本人としっかり話し、これまでと同じように親しく付き合っていくと、したら良いかと思ます。	意見内容により修正・削除・追記	
	設問5 仕事が見つからないと思う	仕事見つからないことを、わざわざそれを聞く必要がありますか。	1、本人と話をし、これまでと同じように親しくつきあっていく 2、つきあいは変わらないが、いろいろ気をつけてつきあう 3、表面上はつきあうが、できるだけつきあいを避けていく 4、つきあいをやめてしまう 5、 <u>保護司に相談する</u> 6、その他() 7、わからない	
		保護司の存在を知ってもらうためにも、そういう設問があってもいいのではないか。		
	設問7 特にない	設問7番は 要らないのではないのか。		
説明文	説明に保護士の役割の内容が必要ではないか。	(説明)保護司について 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。		
12	13、犯罪被害者やその家族の人権問題について(問20)	委員からの意見無し(原案のとおり)		
13	14、性的マイノリティの人権問題について(問21)			
	設問1 性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、 <u>好奇、または偏見の目で見られること</u>	個人的にはもう絶対好奇の目で見るといのは現実にあると思うのですが、わざわざここに好奇って入れますか。偏見の中に入っているような気がしますけどね。	意見内容により修正・追記	
	設問2 地域社会・職場・家庭・学校などで <u>排除され、孤立してしまうこと</u>	「排除され」という文言が気になる。	1、性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、 <u>偏見の目で見られること</u> 2、 <u>地域社会・職場・家庭・学校などで、孤立してしまうこと</u> 3、 <u>法律が不十分であったり、整備されていないこと</u> 4、 <u>嫌がらせをしたり、蔑称で呼ぶなど差別的な言動をすること</u> 5、 <u>就職や仕事の内容・待遇などで不利な立場におかれること</u> 6、 <u>教育の課題として位置づけられていないこと</u> 7、その他() 8、 <u>特に問題はない</u> 9、 <u>わからない</u>	
	人権教育カリキュラムの中にこの性的マイノリティの問題入っているのでしょうか。教育の課題として位置付けられることが十分でないというもあるような気がするのです。			

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
13	15、パワーハラスメントに関する人権問題について(問22)	委員からの意見無し(原案のとおり)		
14	16、非正規雇用等による生活困難者(ホームレス)の人権問題について(問23)	委員からの意見無し		
	設問 5、アパートなどの住宅への入居が困難 6、その他() 7、特に問題はない 8、わからない	基本方針では、啓発に力を入れていく問うことでした。 設問に生活を継続していくことが難しいことと、相談・支援体制が十分でないことを設問に入れるべきでないかと思えます。	意見内容により追記 1、ホームレスに対する誤解や偏見がある 2、通行人など、周囲の人から嫌がらせや暴力を受ける 3、医療機関において、診療拒否などの差別的な扱いを受ける 4、就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない 5、アパートなどの住宅への入居が困難 6、 <u>相談や支援体制が不十分なこと</u> 7、 <u>生活を続けていくことが困難なこと</u> 8、 <u>人権の視点に基づいた教育や教材の不十分さ</u> 9 その他() 10、特に問題はない 11、わからない	
14	17、インターネットにおける人権問題について(問24)	委員からの意見無し		
	1、他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載 2、捜査対象の未成年者の名前・顔写真の掲載 3、犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどの存在 4、ネットポルノなどの違法・有害なホームページの存在 5、悪質商法によるインターネット取引での被害 6、侵害を受けたときの相談先が分らない 7、規制する法律等制度の不備 8、その他() 9、特にない 10、わからない		事務局で内容を精査し、統合・修正・追記を行う 1、他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載 2、捜査対象の未成年者の名前・顔写真の掲載 3、 <u>犯罪を誘発する場となっている出会い系サイト、ネットポルノなどの違法・有害なホームページの存在</u> 4、 <u>悪質商法によるインターネット取引での被害</u> 5、 <u>侵害を受けたときの相談先が分らない</u> 6、 <u>規制する法律等制度の不備</u> 7、 <u>人権の視点にもとづいた利用を促す教育や教材が十分でない</u> 8、その他() 9、特に問題はない 10、わからない	事務局で内容を精査し、統合・修正・追記

* ページについては、資料4のH280127現在【案】のページ番号です。 _____ 部分は修正等を行った個所です。

ページ*	項目	意見内容要旨	事務局の考え方対応方針	備考
15	災害時における人権問題について(問25) 1、災害弱者に対する特別な援助や配慮をすること 2、男女共同参画の視点による避難所の設置、運営等に配慮すること 3、風評被害が起きないようにすること 4、窃盗や詐欺などの犯罪が起らないようにすること 5、誰を頼ったらいいかわからない 6、意見や苦情などの、情報の効果的な収集体制を確立すること 7、情報不足やデマなどによる人権侵害が生じないようにすること 8、その他() 9、特にない 10、わからない	災害弱者といわれる人たちが、誰に相談したらいいか、誰を頼ったらいいかわからないということなのです。例えば、〇〇地区毎に防災マニュアルを作りなさいとか、災害弱者、社会的弱者がどこにいるとかか、把握しなさいと色々ありますが、実際に出来ているところがあまりない状況です。そうすれば誰が誰をたすけるのかという、誰に相談したらいいかわからないようです。 設問で聞きたかった意味がとおるような文章に変えてもらっていいのではないのでしょうか。	意見を参考にして、事務局で内容を一部削除 1、災害弱者に対する特別な援助や配慮をすること 2、男女共同参画の視点による避難所の設置、運営等に配慮すること 3、風評被害が起きないようにすること 4、窃盗や詐欺などの犯罪が起らないようにすること 5、意見や苦情などの、情報の効果的な収集体制を確立すること 6、情報不足やデマなどによる人権侵害が生じないようにすること 7、その他() 8、特に問題はない 9、わからない	
15~16	19、啓発活動について(問26、27)	委員からの意見無し(原案のとおり)		H7、H17の調査質問項目
16	自由記載啓発活動について(問28)	委員からの意見無し(原案のとおり)		H7、H17の調査質問項目